

資料集

2009年5月11日／楽天株式会社

目 次

■障害者の方からの要望書等

- ① 第4回検討会ヒアリングにおける鈴木氏の発言抜粋・・・1
- ② 障害者やそのご家族からの声・・・・・・・・・・5
- ③ 消費者からの手紙（視覚障害者の方より）・・・・9
- ④ 広島市視覚障害者情報支援センターから厚生労働大臣
への要望書・・・・・・・・・・13
- ⑤ 社団法人広島市視覚障害者福祉協会から厚生労働大臣
への要望書・・・・・・・・・・16

(注) ③として、消費者からの手紙があり、消費者本人の名前及び住所の一部が記載されていますが、当社より、公開につき本人のご了解を取っております。

第4回「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」議事メモ

出典：NPO 法人日本オンラインドラッグ協会 HP より抜粋
<http://comments.online-drug.jp/archives/642481.html>

(鈴木さん) はい、私は日本盲人会連合という視覚障がい者の団体から代表してまいりました。私のところへ、何でネットで薬が買えなくなってしまうか、という苦情というか質問が多く寄せられています。私たち視覚障がいの者にとって、ネットで薬が買えるということは非常に便利なことなんだ、ということをお伝えしたいと思っています。私たちが社会で生活する上でいくつかのバリア、特に2つの大きなバリアがあるといわれています。ひとつは外出・移動のバリアと、もうひとつはコミュニケーション、読み書き、情報というような2つの大きなバリアがあると言われています。これをうまく駆使してどうやって生活に役立てていくかというところでネットというのは非常に大きな役割を担っています。私たちの仲間で、視覚障害のあるものは60-65%が60代以上ですが、途中で視覚障害になった人たちが点字を身に付けるというのは非常に難しいわけで、そういう人たちがネットを使ったツールを上手に使いながら生活をしています。なかでも買物は通販を使って購入するのが大部分です。また家族がいるからといって必ずしも手助けを頼めるという状況ではありません。特に若い人たちは、都会に出てきてひとりで生活をするというような仲間も多いです。そういう移動、生活を一人でしているのですが、薬屋さんを見つけるというのは、私たちにとってはわかりにくい状況です。薬屋さんに入って盲導犬や杖をついてはいったときでも、周りが誰か来たということで、自分の症状を伝えるというのが難しいということです。ただ、そういった中で置き薬はどうか、という話もあるわけですが、何十種類も置いていかれるわけでありまして、効能とかそういったものは点字もないですし音声コードといって音声で読み上げるツールもついていません。誰かに買ってきてということですが、なかなか症状を買ってきてもらうように伝えて、かつその人が伝えるということも難しいでしょうし、私たち一人で外出できない者はガイドヘルパーと一緒に外に出るわけですが、ガイドヘルパーと一緒に立ち寄ってというのも、自分のプライバシーを聞かれるようで嫌だなあという声も多くございます。したがって、ネットで買えるというのは、自分自身でその薬の効能を調べ音声の出るパソコンで効能を知ることができる。よってネットで薬が買えるというのは非常に有益です。さらにいろいろな情報ということに関していえば、点字や音声コード

が薬の箱についていないと申し上げましたが、ネットの場合は薬はどのような効能があるかということがわかります。したがってそういうことからすると、情報という部分での、バリアフリーというのはネットが一番便利だなあと。全盲の者が一人で暮らしていくにはネットというのがいかに重要かと。さらに今日本では、世界的に障がい者の権利条約というのを批准しようとしています。その中に障がいというのは社会が作り出すものだという観点から、環境を整えることによって障がいがより目立たなくなるというか軽くなるということでもあります。よってネットで薬が買えるということは私たち視覚に障がいをもっている者にとって非常にバリアフリーになる、という封に捉えているところでありますし、先進国でITを使ったところでこれを規制していくというのは、どうも視覚障がいをもった者にとっては非常に便利な生活を奪われるということと規制の仕方といいたまいますか、大変ねということであれば、やはりネットを使ってメールでやり取りもできますし、プライバシーを守れますし、そういったことで今後こういう規制をしない方向で考えていただきたいと思っております。以上です。

(略)

(増山氏) 質問が2つあります。ひとつは鈴木さんに。たとえばもしすごく、インターネットでの販売が障がい者にとっても便利ということで、どういう困っている人に対応するかということになるわけですが、自分の障がいを持っているということに登録することで、インターネットで第2類医薬品が買えるというのは全部の方に販売するのではなくて、目が見えない方に特別な枠を作って販売できないか、という話があった場合に、登録することによって、相手に相手に障がいが在ることが知られてしまうということもあると思うんですが、そういった制度がもしできたとしたらどう思われるか、という質問と。

それから、いま少しでましたけれども、民生委員の方が、世話をしてくれるという方としてくれない方といらっしゃると思いますが。そういう方のサポートというのは、そのあたりがお分かりになれば伺いたいと思います。

(井村氏) はい、では最初の質問については鈴木さんから。

(鈴木さん) 登録をした人たちが買えると、特に障がいがある人たちが自分の障がいを明らかにして購入するというのは、ある意味何でそこまでして制度を……。自分の障がいを何で知らせないと薬が買えないのか、ということについては、私は非常に問題を感じます。登録して購入ということは考えるべきではないと思います。二つ目の質問は厚労省へのご質問かもしれませんが、私は地元でも障がい者団体の役員をしていますので、今都会であればあるほど、

民生委員の人たちに、障がい者のある人達の名前や住所などの情報はいつておりません。たまたま見かけた人がどこに住んでいるのかなあということはあるんだらうとは思いますが・・・まして区役所からあなた（民生委員）の地域にこういう障がいの方が何人いますよ、住所はこれですよ、名前はこれですよというようなことは、10数年前からやられていません。それを考えると非常に、地域コミュニティーという点では、そういったところはそれでやっていただいても結構ですが、・・・一人で暮らしている者としてそれがやれる環境は残しておくべきだと、それが非常に悪であるならばともかく、やれる、自分で自立して生活できるというツールを奪わないでいただきたい。

（井村氏）はい、ありがとうございます。お気持ちは非常に良くわかります。

（増山氏）インターネットで販売できる医薬品は、今回の省令で認められる範囲は非常に狭いんですね。おそらく風邪薬や胃薬というのは含まれないだろうと、そういう・・・で質問をさせていただいたということです。おそらく買いたい商品は今の制度の中には入っていないと思います。

（井村氏）厚労省から

（事務局）お薬を障がい者の方が買いに行かれる場合は、・・・民生委員というのはどちらかと言うと心の相談を中心にやっていただくということですので、お薬を買うということだとホームヘルパーさんとか自立支援センターとか、あるいは各市町村でやっていただいております地域生活支援事業とかそういうものを活用していただきながら、・・・生活支援ができるような仕組みになっています。

（井村氏）はい、阿南委員。

（阿南氏）今日はありがとうございます。夏野さんと鈴木さんに教えていただきたいのですが、ネットで医薬品を購入されているということですが、購入された薬を使用されて、今日は合わないな、とかちょっと体調が悪くなったという経験がおありか、ということをお教えいただきたいのと、そういったときにはどのような対処をされたかということをお教えください。

（夏野さん）あの、経験ございません。薬局を買っても適切なアドバイスももらって買うということはないものですから、ネットで買う行為と通信販売で買う行為には差はございません。

（井村氏）はい、質問はそういうことではなかったような気がしますが、いいですか？

（鈴木さん）私のほうでもそういったことはありません。というのは薬を買う際に、さっき・・・と申し上げましたが、ホームページとかで薬の効能を読むことができます、音声でしゃべっていただけるので、そういったことからすると、間違いというのはございません。

(井村氏) はい、ありがとうございました。綾部委員。

(綾部氏) 本日はお忙しい中お越しいただいてありがとうございました。鈴木さんにご質問なんです、外出困難・・・医薬品購入によって近くに信頼できる薬局、薬剤師さんがいれば、そこに電話をかけて症状を相談して医薬品を購入できるような、ということであれば、・・・その場でやり取りができれば解消するように思われますが、いかがでしょうか？

(鈴木さん) 自分の、霞ヶ関 1 丁目 1 番地に住んでいる鈴木が、自分の近くの薬局がどこにあるかわかりません。そういう情報が入ってきません。今のご質問の方は、ちょっと自分が歩いたまわりにある薬局に電話をかけてみよう、という感覚でご質問されたのだと思いますが、我々は閉ざされた世界で、ガイドヘルパーさんとあるいてもそういった情報は入ってこない。し、どこに薬局があるかを自分で探そうとしない限り難しい。近くの薬局で、相談が終わっても薬を届けてくれるわけではない。電話とかそういうものの相談とどう違うのと良くわからないのですが、それは近くに薬局があるということを確認できないので、第一歩がつかないで、それは難しい話だと思います。

以上

一般用医薬品の通信販売に関する利用者の声

○一般用医薬品の通信販売の継続を求める署名欄での自由コメント記入欄への書込み(誤字等はそのまま)。

【障害者及び障害者のご家族の方の声】

コメント
論外です！我が家は後期高齢者と身体障害者の世帯です。医薬品を必要とするのは、我々弱者です。外出するにも「自立支援法」なる悪法の御陰でお金を払って人を頼まないと購入できません。現在はインターネットを介して必要な医薬品を購入することが出来るので、何とか薬の入手に頭を悩ます事無く必要な物を、必要なときにネットを介して購入できております。ネットを介して購入出来なく為ることは「生活権の侵害」以外の何者でもありません。弱者無視の省令には断固抗議致します。
下肢障害者1級第1種(要介護者)です。ホームヘルパーにお願いしたくない物などもインターネットの普及で生活しやすくなった現在の進歩に逆行するかの様な行政の勝手な言い分にはいい加減我慢が出来ません。苛めですか！？是非見直してください！！
私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらっても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物が、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。
私も妻も障害者でめったに買い物にいけなく薬局で対面販売しかだめだとしたら非常に困ります。買い物にいけない人は極端に言えば病気のまま死ねと言う事と同じくらいに思います。そのような人の事も考えて下さい。
私自身パニック障害で外出が出来ない状態なのでネットで買えないと困ります。
私は膝に障害を持つ主婦です。毎日の買い物にも事欠く状態で、ネットでの医薬品はよく利用させていただいていました。薬局はいつも行くところからは少し離れていること、欲しい商品がない事で、ネットでの医薬品購買を本当に重宝していました。私が住んでいる場所は都会ではなく、そうそう薬局もありません。また私のように障害を持っていると、何かが欲しくても、思ったものを手に

入れるのにすごく苦勞をします。現代はネットの時代となり、私のようなものは本当にありがたいと思っていました。高齢者や障害者や弱者を守るはずの厚生労働省がこのような思いやりのない行動をとることに本当に憤りを感じます。断固として抗議します

コメント
両下肢機能障害を持つ、私は大変困ります。
先日家内が出産し、家内は妊婦のときから現在新生児をかかえる状態で、運転免許がありません。そんな時にネットで薬が買えるので助かりました。また父は身体障害者で、一人では20メートルほどしか歩けません。薬は家族が介護して医者へ連れて行ける時かネット通販に頼っています。こういった弱者救済のためにも規制を緩和するならともかく、規制を強化するような政府に憤りを感じています。
精神障害年金で暮らしております。外出がままならない生活状況です。そこで1類医薬品及び2類医薬品のネット販売が禁止されますと、薬が買う手段がなくなり日常生活に多大な支障をきたします。薬事法施行規則改正案に断固反対します。
身体に障害を持っているので、自分で買いに行くことが出来ません。インターネットで買えることはとてもいいです。是非、購入出来るようになってほしいです。
障害者なので医薬品のネット販売がなくなると薬の入手が極めて困難になります。厚生省は障害者や病人に深い気遣いを示してくれると信じています。
重複障害児を抱え、薬局へ薬を買いに行く時間もなかなか取れません。ネットで薬品が購入できなくなるのは本当に困ります。障害者を抱えた家族の困難を理解してください。
障害を持つて身体で体が不自由で買い物も余り外へで買えないのでネットだったら何時の時間でも気にしないで買えることができるので大変便利です。もし中止になると、中止になるのは嫌です。絶対に反対します。
障害をもった夫の介護で買物もゆっくり出来ない状態なので、ネットでお薬を買っていました。それが出来なくなると困ります。
障害があり外出が出来ない為、買い物はすべてネットで買っています。
肢体障害の為、一人での外出ができません。ネットでの薬の買い物が無くなつては、大変困ります。どうか、健常者だけの事だけを考えずにご配慮お願いいたします。
私は体が不自由で言語障害も重いので、店頭で買うのが難しくネット購入を大変重宝しています。ぜひとも継続していただきたい。

私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていけるようにして下さい。
コメント
店頭で買いにくい薬(水虫やインキンタムシの薬等)はネットで買えないと不便です！また、障害者(私もその1人です)や病気で動くのが不便な人は、ネットで薬が変えなくなると非常に困ります！！
薬もサプリメントも障害者にとっては必需品です。規制をかけるにしても何かしら対策するべきだと思います。
障害者なので買い物に自由にいきません。ネット販売は継続して欲しい。
まさしく田舎に住み、障害があり、外出が困難な私にとってネット販売は医薬品を買うために欠かせない存在です。交通弱者にとって医薬品を購入する手段を取り上げないで欲しいと思います。よろしくお願いします。
私は体が不自由で、車の運転も出来ませんので、ネットショッピングが頼りです。偏頭痛があり、痛み止めをネットで買えないとなると、私にとっては死活問題です。私のような者も結構いると思います。医薬品のネット販売が続けられる事を強く願っております。
私は精神的な病を持っていて、いつでも体調が良く外出できるわけではないため、薬も含めていろいろなものをネットで購入しています。薬を買いたくても薬局やドラッグストアが営業している時間に必ずしも行ける訳ではないんです。私と同じように外出できずにネットで購入している人はたくさんいると思います。また、近所のドラッグストアや薬局でいきなり今まで飲んでた薬が取り扱いがなくなってしまったりして、手に入らず困っていた時にネットで検索したら購入できたということもありました。お店によっては置いている薬はバラバラ。だけど、ネット上ではたくさんのお店があるので、検索すれば見つけて買うことも可能なんです。それにコンビニで医薬品を置いたとしても…私の家は東京都内ですが、駅前にしかコンビニもドラッグストアもないので大して利便性は変わりません。以前は時間も休みも不規則な仕事をしてましたのでそういうときにもネットで購入できるのは助かりました。掃省しなければいけない理由が全くわかりません。他に規制しなくてはいけないことはもっとあるんじゃないですか？なぜネットでの薬の販売がターゲットになるのでしょうか？今の便利な状態を変えないでください。それより、もっと違うことに税金を費やし、議論に時間を費やしてください。
私は進行性の下肢障害者です。足が不自由なので買い物がとても大変です。薬に限らず、ネットでの買い物は生活の一部です。一言規制と言っていますが、子どもたちに有害な情報や、品物などを優先的に規制していただきたいです。優先順位が違うのでは

ないでしょうか。とても納得できません。
コメント
私は身体障害者です。外に出られませんネット販売がなくなると大変困ります。
私は身体に障害があるため好きな時に好きなように買い物を楽しんだりも出来ません。それだけだけにネット販売は非常に生活にはかかせないものです。医薬品の販売が出来なくされては直接買いに行けない方や時間のない方にとって非常に不自由になります。是非ネット販売の継続をお願いしたいです
私は障害者なので外に出る機会が少ないので、薬をネットで買えなくなるのは困る。
私は障害者で車の免許を持ってなく、コンビニや薬局まで歩いていくなことをできない私も含め、そういう方々のためにも早めに薬を飲みたくネットで買いたい。家に薬が届かなくなるというのは救急車のたらい回しと変わらないのではと思います。皆さんは健康で病気になったら考えるとおっしゃる方多いですが、病気になってからでは遅いのです。
私は障害者です。外出しないでかぜ薬などが購入できるのは、とても有難く、かつ、必要としています。
私は障害がありなかなか外出の機会が無く、悪くなってでは遅いのでネットを利用して身体の調整をしています。薬の内容によっては他人には頼みにくい物もありますので、何とか現状維持をお願いします。
私は視覚障害者です。画面を音声で読み上げてくれるソフトを使えばネット閲覧ができます。ですから、薬も自力で効能等比較しながら選ぶことができます。でも店頭販売のみになってしまうとそれができません。商品の表示が見えないからです。お店の人が薦めてくれるものを買うしかありません。また、対面で買うのが恥ずかしい薬でも、店頭販売ではいちいち聞いて探してもらえないのです。ネット販売の"方"が"安全、便利、快適な人間もいることを分かってほしいです。
私は右半身が動かず、身体障害者3級ということで日々過ごしております。私みたいな人間にも厚生労働大臣らは「いちいち買いにいけ」と、いうのでしょうか？
私も夫婦はともに視覚障害者です。近所に薬局がなく、常備薬はすべてネット購入しています。また、薬局へ行けたとしても、薬の内容や用法をその場で把握し、記憶しておくのは厳しい状況です。その点、ネットでは、薬の情報を保存しておくことができ、非常に助かっています。ネット購入ができなくなると非常に困りますので、現行のままネット購入制度を存続して頂きたいと思ひます。

現在 76 歳男、体に障害あり、このような規制は弱者切捨てです。決して許されません。

コメント

仕事も忙しく終電での帰宅が日常で土日働いている私にとって車椅子の両親の薬を入手する方法はインターネットしかありません。両親は二人とも介助がなければ自力で車椅子は運転できませんし障害者の二人に必要な薬は一般的な薬ではないので今後はあちらこちらの薬局を、仕事を休んで捜さねばならないと思うと憂鬱です。この、介護者の叫びを是非お届け下さい!!!

我々障害者は思う様に動けないので、

近所の薬局では揃わない物が、ネットで購入出来る事は、とても便利です。店頭で薬剤師に聞いても、キチンと答えられない現状から、自分で医学を学びました。ネットだと、細かく表示され、判らない所は何度でも質問が出来ます。また、親が高齢で、自分自身は障害者の為、車の運転が出来ません。遠くの薬局しか、入手出来ない漢方の薬が、ネットでは自宅で購入出来ます。全てを禁止にされてしまうと、生活が不便になってしまうので、どうか今まで通り、購入出来るようにして欲しいと思います。宜しくお願い致します。

わたしは障害者です。なかなか外出することもできず、必要な物はインターネットを通して購入したりしています。もちろん、人に頼んで買い物をしてもらう場合もありますが、やはり、他人には頼みにくい物もあります。もし、医薬品等がインターネットで購入できなくなった場合、大変困ってしまいます。健常者じゃない者もインターネットを利用していることをどうぞ忘れないでください。医薬品ネット販売の規制には、断固反対します!!

我が家は知的障害を伴う重度の自閉症児を持つ家庭ですが、その子供に係る時間の多さから、時間を気にせず都合の良い時間に希望する[薬]を受け取れるメリットを今現在ネットショッピングで享受しています。これが今後不可能となれば我が家では大問題です。妻が看護師で[薬]についての知識は十分で安全に使用している何の問題も無いものまで禁止してしまうのには抵抗があります。是非とも法改正を再考して頂くようお願い申し上げます。

化学物質過敏症です。外に出るのは大変なんです、そしてドラッグストアに買い物に行くのはもっと怖い。店舗内は、空気が悪く体調がみるみる悪くなります。どうか、ネット販売を続けてください。よろしく願います。

これから高齢化が進むのは事実であり、もしもの時のことを考えると、24 時間で買えない場合どうするのか非常に難点な所があり

ます。私も精神障害 3 級を持っていますが、突然の時応急処置に困ることがあります。是非とも常時薬の購入ができる様になって欲しいです。

コメント

ネットの薬は成分等詳しく、よく調べて比較してから買う事ができとても助かっています。正直言って近所の薬局で買うのより安心な気がします。また、私は体が弱く障害のある娘が二人いるので殆ど外出できないので、ネットの薬屋さんがないと困ります。ネットは、後 10 年もすればネットを使いこなす高齢者も急増し、高齢者が自活するための大きな力になると思います。厚生労働省はただネットを禁止するのではなく、皆がネットを(薬に限らず全てにおいて)より快適・安全に使うための方法を追求して欲しいです。

「医薬品を対面販売できない」「医薬品を手渡しできない」という理由だけでは、医薬品をネットで購入できる多くのメリットを上回るリスクとは、考えられません。厚生労働省は、ネットでの医薬品販売を規制する前に、もっと検討すべき事項があるのではないですか？私は特に、精神障害者に対する福祉をもっと充実してほしいです。私の様に、外にもほとんど出られない精神障害者には、ネットで医薬品が買える事がどれほどありがたい事か、厚生労働省の方々には、自分の身になって考えてほしいです。

2 級の障害者で内臓疾患と四肢の障害を抱えています。昼間は仕事があることはもとより、働きながら買い物をすることも年齢的なものもあるのか、体力的な限界を感じ始めております。私の場合今はなんとかまだ両親が健在なため、家族の支えでなんとか生きていますが、良い状態を保っているといわれる私ですら、あちらこちらに出向いて買い物をするというのはすでにそれなりに厳しい状態です。胃腸薬や風邪薬の類で離れた病院や薬局まで通うのは病を抱える人にとって大変な負担ではないかと想像されます。自立支援法や高齢者の保険負担など、自立を促すのであれば、それなりのサポートも、どうか切にお考えいただきたいと思っております。

わたし自身も身体に障害があって気軽には外出できず、唯一の同居人である 80 過ぎの母も脳梗塞の後遺症があるため、ネットによる通信販売ほど便利なものはないと常日頃感じております。こうしたなかで、医薬品の通信販売はむしろ制限の緩和を要望いたします。問題があるとすれば、1 回当たりの数量制限や、購入者の登録などで事足りるのではないのでしょうか。

コメント

私は82歳です。心臓ペースメーカー着用、C型肝炎闘病など、さまざまな病気を抱えながら車椅子での移動という生活をしています。これらの病気で今でも元気に生きていられるのは、病院治療のみでは不可能なのです。自分で選んだ各種治療薬が大きく役に立って生活していただける状態なのです。それらの薬の多くは、ネットでしか購入できません。薬の対面販売での購入は不可能だと思いますので、どうか今回の規制強化は中止してください。対面販売は、ある意味、店頭のみという意味にはならないとも思っています。ネットショップや通販でも、問い合わせをすればきちんと薬剤師さんの回答もいただけます。店頭での手渡し販売と、パソコンや電話での説明付きの販売とで、区別は無いように思いますが、かえって、薬剤師の資格を持っているというだけで、いい加減な人から説明を受けるより、懇切丁寧な文章(証拠に残ります)での回答の方が信頼性もあると思うのです。以上、よろしく願いいたします。

【聴覚障害者の方の声】

コメント

私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらっても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物も、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。

私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていけるようにして下さい。

私は、両耳補聴器利用している難聴者です。店頭のかすり屋で買う時、話が聞き取れなく困った思いを何度もしています。それで、ネットで買うことが出来て嬉しくて、それを規制ですか？反対です。何も問題ないじゃないですか？店で買うと、無理矢理、高価なものを買わされるので反対です。

舛添厚生労働省大臣

及び「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員の皆様へ

私は神戸在住の視覚障害1級(全盲)男性です。

私は、妻と、長女、長男の4人で暮らしております。

このたび、インターネットで医薬品の購入ができなくなることを知り、大変残念であり、また、失望しております。

人は視覚からかなりの情報を得ながら生活していますが、「視覚障害は情報障害」とも言われ、情報の入出力それぞれに問題が生じてしまうことにより、これまで社会の一員として健常者と生活していこうとすると、著しい不便がありました。

そして、その一部を解決してくれているのがIT技術です。

私は現在、市販のパーソナル・コンピュータにスクリーンリーダという種類のソフトをインストールして使用しています。これは、画面に表示された内容を声で読み上げるソフトです。入力はいわゆるローマ字入力で行い、結果や、ホームページやメールの内容などは、合成音声でパソコンのスピーカーから聞こえて来ます。例えば「こうせいろうどうしょう」を変換すると「あついのこう、いきるのせい、ろうりよくのろう、ろうどうしやのどう、かえりみるのしょう」…とガイドされ、私もこれを頼りに皆様と同じように、メールを読み書きしたり、自分のブログを更新したりしています。また、ホームページの内容などを音声化する機能もあるので、私もたくさんのホームページから情報を得たりしています。

IT技術は、これまで不可能だったことをたくさん可能にしてくれました。その一つに、私のような視覚障害者が自分の力だけで買い物できるようになったということがあります。

そして、それは医薬品も例外ではありません。

私はこれまで何度と無く医薬品をインターネットで購入していますが、その全てについて納得し、また、満足しております。

それは、数ある薬品の中から自分のニーズに適合した製品を注意深く選び、購入したからに他なりません。

インターネット上の薬局の一部では、開封しなければ入手できないような使用上の注意を、商品ページに掲載しています。それら全てに私はアクセスすることができ、それを参考にしながら、自由に商品を選び、購入ボタンを押して購入しています。

また、ときにはどうしても早く薬が欲しいときもあります。そんなときにも、時間が許せばネットで成分を調べ、あらかじめ欲しい薬を決めてから薬局でその商品を指定して、購入するようにしています。

それは、私が一人の消費者として、自己責任で医薬品を選ぶことが、当然のことだと思っから。

ところで、私が医薬品を購入するとき、一番大切だと思う物。それは情報です。身分でも、肩書きでもなく、薬そのものの情報なのです。

今回の省令で、第1類は薬剤師が販売することを義務付け、説明文書を購入者に手渡すこと…とされているようですが、個人的な話で恐縮ではありますが、そのどこに意味があるとお考えでしょうか。

視覚障害者である私が、アクセスできないような情報など、いくらいただいてもまったく

価値がありません。ある意味それは情報とは言えません。対応している方が、アルバイト店員であるか、登録販売者であるか、また、薬剤師であるかの区別は、どうやらよろしいのでしょうか。「名札にその旨を掲示」となっているようですが…。「インターネットは対面販売ではないので安全を確保できないため、ネットでの販売は規制べき」ということをおっしゃる方々お一人お一人が、1度目を閉じ、想像していただきたいと思います。眼を閉じた状態で、ご自身ではなく、大切なご家族の薬を購入するということを。まず、どうやって薬局に行きますか？ある程度見当を付けないと薬局事態を探すこともできません。どうにかして薬局に入ることができたとして。だれかに聞きますか？水虫の薬でも、妊娠検査薬でも、大きな声でそばを通過している人に聞いてみますか？そばを歩き来している人が一般客か、従業員か、薬剤師かを、どうやって聞き分けますか？少な

くとも私には「すみません、風邪薬が欲しいのですが」と声を掛けてみたら「あ、店員さん呼んで来ますね？」と一般のお客さんに言われた経験があります。そして、本当に薬を購入しようとするとき、どんな基準で商品を選びますか？容器の重さですか？最初に薦められた商品ですか？ご自身ではなく、ご家族の薬だとして。どうしますか？どうやって選びますか？薬剤師に説明していただいたとして、それを家に帰って誤り無く使用者にしっかり伝える自信がありますか？それとも「眼が悪いんだから薬局じゃなく、配置薬でいいじゃないか…」と、知らないだれかが決めた制度に従い、配置薬をお使いになりますか？配置薬にない物が必要になったらどうしますか？ご家族のために薬を買わなければならないのに、それでご自身は最善を尽くしたと思えますか？なにか問題が生じても薬剤師の先生が行ったことなのだから仕方が無かったと言えますか？自身が働いて得たお金を支払うのに、押し付けられたようなサービスでも良いですか？

少なくともそんなことは、私にはできませんし、言えませんし、思えません。

私自身に十分な情報がもたらされず、暗に薬剤師が薦めてくれた薬を子供に飲ませ、問題が起きたら…。だれも責任など取ってくれません。薬剤師が薦めた薬であっても、最終的に使用したのが親だからということになるでしょう。十分な情報がもたらされていれば、自分の判断で事故などを未然に防止できる可能性もありますが、情報が十分得られないということになれば、判断することも難しくなります。それから、実は、我が家には、配置薬があります。「使わなければ料金はかかりませんし、使った分だけいただくシステムとなっておりますので…」と半ば強引に置いていかれた薬箱です。が、もちろん説明書を私には読むことができません。これでもまだ「薬局に行けないのであれば配置薬があるじゃないか」とおっしゃいますか？鍼灸師として働き、少しではありますが納税をしている私ですが、ご自身が働いて得たお金を使う先を決められるというのは、感情論として不愉快ではありませんか？これらのことを、検討会の皆様はどうお考えになりますか？こう考える私は極端な人間でしょうか？家族の一員として生きるということ、家族を守るということ、自立した生活を営むということなどを考えるとき、法治国家において必要なのは十分な情報と、それを吟味して賢く使うということなのではないでしょうか。

確かに、医薬品に安全性は不可欠だと思います。しかし、それは医薬品として発売される前、既に審査されているのではありませんか？誤った使い方まで想定しているとは思いますが、処方薬に比べて薬効を抑えてある市販薬のはずです。

インターネット事態には、危険な部分があることも事実です。しかし、インターネットで医薬品を供給しようとしている団体が自主的に規制を設け、より安全に消費者に薬を届けようとしている事実を無視し、ネットでは対面が確保できないから販売してはならないというのは、なんの対面を重視なさっているのかが、はなはだ疑問です。業界の対面ですか？お役人の対面ですか？専門職の対面ですか？それらは、消費者のニーズと一致していますか？

「臭い物には蓋」という議論ではなく、明日を、それに続く未来を見据え、今一度お考えいただきたいと思います。

医療でも、今は「インフォームド・コンセント」という概念が定着しつつあります。十分な説明と同意の下に…ということです。このままネットでの医薬品販売を禁止することは、消費者の権利を大幅に制限することになるでしょう。消費者の選択の幅を狭めるとするなら、消費者に対して十分な説明が無ければ、ただの横暴と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

私の立場から申し上げますと、今や自治体の広報誌もネットで読める時代です。最高裁判所の判例もネットで公開されています。電子政府も、国が推進してきたことのはずです。電子納税システムというのもあります。これらは視覚障害者もアクセス可能な情報です。つまり、バリアフリーの一つだと思います。

バリアフリーは、できる者ができない者のためになにかをするということでは成り立たないのではないかと思います。共存の思想から生まれる物。それがバリアフリーではないかと思います。離島にお住まいの方、お仕事や家事、育児にお忙しい方、外出が困難な方、そして私のような障害のある者。少数意見と切り捨てず、どうか耳を傾けていただきたいと思います。

民主主義の基本は多数決。しかし、それはさまざまな人たちが自由に意見交換をした結果、さまざまな立場や境遇も加味して…。多数賛成ということであれば、たくさんの人たちに都合が良いはず…ということなのではないかと思います。それだからこそ法の制定には唯一の立法機関である国会の賛成が必要なのであって、少数意見は無視しても良いということにはならないはずです。

消費者の選択肢を狭めたり、新しいビジネスのチャンスを摘むような道を狭めるような議論ではなく、だれにでも開かれた、国民の大部分が納得できる道を探ることが、極めて重要なのではないかと思います。消費者が自由にいろいろな情報にアクセスして、自己責任で市販薬を購入し、使用する。分からない事や困ったことがあればそのときは専門家である薬剤師に相談したり、助言を求めたりする。それが、自然なように、私は思います。

ネットは危険だからとかという一義的な議論ではなく、購入や販売手段としてのネットなのであって、ネットワークで繋がったコンピュータの先には、いつも人間が存在するという事実があります。優しさと強さを共存させていけると同じように、安全性と利便性も、共存させていこうとする姿勢こそが大切なのではないかと私は思います。

報道によれば、パブリックコメントの97パーセントが一般医薬品のインターネット販売規制に反対だったとか。その声にどうか耳を傾け、なにが大切なことなのかを、今一度お考えいただきたいと思います。

第一に優先すべきは対面ですか？消費者の安全ですか？インターネットでは本当に安全性が確保できませんか？対面であれば、確実に安全が確保できますか？

「危険だから」と取り上げるのではなく、自己責任で市販薬を使用するという基本的な考え方を消費者自身も身に着けなければいつまでたっても「賢い消費者」にはなりえないだろうと思います。自分の訴えを明確にし、専門家の助言を受けたりしながら自分に適した市販薬を適宜購入して使う。それが自然な姿ではないかと思います。

現在できていることをわざわざ規制してまで、なにを求めるといふのかも正直疑問です。

パブリックコメントの97パーセントが医薬品のネット販売規制に対して「反対」と回答し、反対署名も100万件を突破したと聞いております。

この事実をどうお考えなのでしょうか。また、本当に有益なのは「対面販売」に固執し、他の販売手段を一切禁止して、消費者の自由や利便性などを制限することなのか、それとも、消費者が自己責任で医薬品を購入し、使用するという方向性なのか。健全な市場競争が行われ、販売側、購入側それぞれにとって、どのような方法が最良であるか、今一度お考えいただきたいと思います。

兵庫県神戸市東灘区
鈴木 悟

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

大衆薬の通信販売の継続を求める要望書

私たちは、視覚障害者が必要な情報を手軽に得られるようにサポートを行うボランティアサークルです。視覚障害自体が「情報障害」といわれています。視覚による情報量は圧倒的に多く、近年その傾向は益々強くなっています。そのため、視覚障害者は目が見えないがために日常生活の情報を得ることが難しい状況にありました。

しかし、現在はインターネットを利用することで、視覚障害者の方々でも、簡単に多くの情報を得られるようになりました。そして、色々な人たちと自由にコミュニケーションもとれるようになります。私達は、パソコンの環境設定などのお手伝いや操作方法の説明を通じて「視覚障害者と健常者が同じ情報を共有し、自由にコミュニケーションできる社会を実現したい」との思いから日々活動しています。

さて、貴省が公布した省令改正により、67%もの大衆薬がインターネットを通じて購入できなくなるという話を聞きました。この省令により、視覚障害者に対するインターネットの利便性が大きく後退し、生活にも支障が生じることを心配しています。これはITCを活用した情報バリアフリー化の動きに反するものであり、非常に問題で遺憾に思います。本日は、この省令改正に対する私たちの考えをお伝えすると共に、6月以降も引き続き大衆薬をインターネットで購入できるよう、省令を再改正していただくことを強く要望いたします。

今回の省令改正に反対する主な理由は以下のとおりです。

1) インターネットという購入手段が奪われてしまうと、多くの選択肢から自分にあった適切な大衆薬を入手することができなくなります。これは視覚障害者の健康維持の観点から非常に問題があります。視覚障害者は大衆薬の外箱に記載している用法用量などが読めません。自分で十分な吟味ができないまま、店頭で店員が薦める大衆薬を購入せざるを得ません。しかし、薬局は商売ですから必ずしも個人にとって最適なものより、より儲かる商品を薦めることも少なくありません。それとは逆に、視覚障害者の多くはパソコンの画面読み上げ機能を使い、インターネット上にある文字を読み上げることで情報を入手できます。インターネット上であれば、掲載された多くの情報から比較検討して、購入することができます。さらに、メールやボイスチャットなどを通じて気軽に専門家に問い合わせることも可能です。

2) 視覚障害者の存在は、白杖や盲導犬によって非常に目立ちます。そのため、視覚障害者の存在とともに、その行動の一つ一つが一般の方に記憶されやすく、プライバシーが守られにくい状況にあります。薬局やドラッグストアの店頭において、人目が気になる医薬品を購入することには抵抗があります。また、周囲の状況が分からない中で、病状を詳細に説明することは、自己のプライバシーを守るために避けたいことです。インターネットを通じた購入であれば、安心して人目を気にせずに吟味することができます。

3) 通信販売規制を省令で規定するにあたり、視覚障害者を始め、通信販売に頼っている消費者が不在のまま議論が行われております。特に改正省令案のパブリックコメントにおいては、視覚障害者から通信販売規制に反対する意見が提出されていたにも関わらず、回答書からは省略されていました。この視覚障害者の意見に対して、厚生労働省は直接答えることなく、そのまま省令公布に至りました。これらの検討過程には問題も多く、非常に遺憾に思います。

4) そもそも今回の改正は、通信販売の規制ではなく、大衆薬の正しい販売方法の確立だと思います。そういう意味では調剤薬局ですら、機械的な処理しかできていないところは少なくありません。ましてやスーパーやコンビニと変わらない販売をしている大手ドラッグストアは巷に溢れています。一定の基準を守るといふ点では人間の対応にはバラツキが大きく、管理も指導も大変です。その点では、システムとして完成されたネット上のサイトの方が、チェックも管理もし易いはずで、「対面販売」ということだけに依存し、ネット販売を全て切り捨ててしまうのは技術革新への逆行です。ITCを駆使し、対面を超えるような正しい情報伝達とサポートの仕組みを認め、育てる方向での検討を是非お願いしたいと思います。

5) 健常者であれば店頭であれ、対面販売であれ、自ら自由に薬の正しい情報を得て、自分自身の意思と責任で薬を選ぶことが出来ます。そういう健常者では当たり前な行為を、視覚障害者はネットを通じて初めて可能となり、自立することができるようになります。そのことを十分にご理解ください。

参考として、視覚障害者の意見をまとめたものを添付します。

住所：広島県広島市中区堺町2-1-3-301

団体名：広島市視覚障害者情報支援センター

代表者名：志摩 徹郎

連絡先：082-232-6263

メール：info@vic.jpn.org

サイト：<http://vic.jpn.org/>

視覚障害者からの意見

- ユーザーに正確な情報を伝えることが問題なので、対面である必要はないと思う。むしろ対面の方が情報を得にくい人もいる。
- 店舗の場合は人次第ということになるが、ネットではサイト毎に評価できるので、管理も店舗より簡単だと思う。一律の規制ではなく、サイト毎に薬局としての許可をすべきだと思う。
- 聴覚障害者にとっては対面販売よりも文字で情報が見えるネット販売の方がいい。
- 視覚障害者にとっても自分で商品を選べるネット販売の方がいい。
- 規制するにしても通信販売なら顧客からの質問に薬剤師が応じるようにする、というような規制にすべき。
- 視覚障害者でも点字の読めない人は増えているのに、店頭での視覚障害者対策は点字一筋のために、自由に商品を選べない。
- 薬の情報は薬局ではなく、ネットで調べている。その方がずっと便利です。
- サイトによってはメールや電話などで気軽に問い合わせができるような配慮がなされているので、店頭販売より情報が得やすい。
- 店頭では説明してもらいにくい細かい部分などはネット販売の方が情報を得やすい。
- 頭の薬剤師さんの説明で十分理解できなくてもネットならいつでも確認できる。説明書は読めない。
- 店頭販売のみになると、商品の表示が見えないので、店員が薦めてくれるものしか買えなくなる。大手ドラッグストアなどは利益率の高い商品はありません。
- 公的ガイドヘルパーは月に利用できる時間数に限りがあり、ネット販売がなくなると困る。
- ネット販売の“方が”安全、便利、快適な人間もいることを分かってほしいです。
- ネット販売を悪用する利用者や販売業者を十分に取り締まらずに、その対処法としてネット販売を切り捨て、我々のような視覚障害者も切り捨てるのは、ネット販売を行っていない既得権益者の利益代表の行為に見えて、疑念を抱いてしまう。
- 道具が悪いのではなくて、使う人、悪用する人が悪いことを誤魔化しているのではないか。そのために、視覚障害者の自立を脅かすことは納得できない。

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

市販薬の通信販売継続を求める要望書

社団法人広島市視覚障害者福祉協会は、広島市に居住する視覚障害者約350名で構成されており、視覚障害者の自立と福祉の向上のために日夜活動しています。今回は市販薬の通信販売規制について、反対の意見を述べさせていただきます。

視覚障害者にとって「目が見えない」ことから生じる不自由の中でも最も困難をきたすのは読み書きの自由と行動の自由です。そして周囲の状況が確認出来ないことから生じる不安は想像以上のものがあります。このような状況の中、インターネットは、日常生活に必要な情報を入手できる手段として、今や視覚障害者の生活に欠かせないものになっています。

現在、視覚障害者の多くが、パソコンを利用し、そのほとんどがインターネットを利用しており、特に視覚的な文字の読み書きができない20～40代の労働年齢者ほど、情報アクセスをインターネットに頼っている状況があります。視覚障害者が自立生活を送り、他者と同様に社会のあらゆる情報にアクセスできるよう、広島県内でもボランティア団体等でパソコンなどの環境設定や操作方法の説明を行う研修会を開催する取組みが積極的に行われています。

しかし、2月6日に公布された改正省令では、対面ではないとの理由から、市販薬のインターネット販売が禁止されてしまうと聞き、今まで政府において取り組んできた「情報のバリアフリー化」の流れに逆行する制度が実現してしまうのではないかと危惧しております。目が見えないことで、店頭にある医薬品の外箱の説明は読めません。また、広い店内では、医薬品とその他商品の陳列の区別もつきませんし、店員に説明を求めたとしても、その店員が専門家なのか否かの判別もつきません。市販薬一つを購入するにしても外出から説明を受けるまでに多大な労力を要する実情をご理解ください。このような状況にある視覚障害者が、インターネット上の説明書を読み込むことにより、市販薬の情報を容易に入手し、人目を気にすることなくじっくり比較検討することができるため、健常者と同様、多くの選択肢の中から自分にあった市販薬を自ら選ぶことが可能です。また、メールのやりとりで専門家にじっくり質問できることも、視覚障害者がインターネットを活用する利点の一つです。

「情報のバリアフリー化」の観点からも、6月以降も引き続き市販薬をインターネットで購入する選択肢が残されるよう、省令の再改正を求めます。今回の要望については、現在、開催されている「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」でも議論していただけますよう、何卒ご検討のほどよろしく申し上げます。

住所：〒730-0052 広島市中区千田町一丁目-9-43 広島市社会福祉センター内

団体名：社団法人広島市視覚障害者福祉協会

代表者名：会長 川本 正行

Tel: 082-249-7177

FAX: 082-249-7177

E-mail: hiroshimashi@shisyokyo.jp

url: <http://hiroshimashi.shisyokyo.jp/>